

参 考 资 料

「自助」「共助」「公助」による 災害に強い地域社会の実現を目指して

鹿児島県防災対策基本条例の概要

「自助」は、自分でできることを、自分自身で行うことをいいます。自らの命は自ら守るということです。

自助



個人や家庭の防災対策
自主防災組織の防災対策
事業者の防災対策

「共助」は、個人のみでは解決が困難なことを、住民や事業所、ボランティアの人たちが地域で協力して行うことをいいます。自分たちの地域は、自分たちで守るということです。

共助



公助



「公助」は、個人や地域のみでは解決できないことについて、県や市町村、消防、警察、自衛隊など、公共機関が行うことをいいます。特に災害時の「公助」には限界があるので、普段から「自助」「共助」の充実を図っておくことが重要です。

個人や家庭の防災対策

① 防災研修や訓練に参加しよう

知らないことや経験のないことは、いざというときにできないものです。日頃から、自主防災組織や市町村が行う研修・訓練に積極的に参加して、防災知識を習得するようにしましょう。



【第8条第1項】

② 危険箇所や避難について知ろう



側溝や用水路など思いがけない場所が、災害時にはとても危険な場所になります。また、避難所や避難所までの安全な

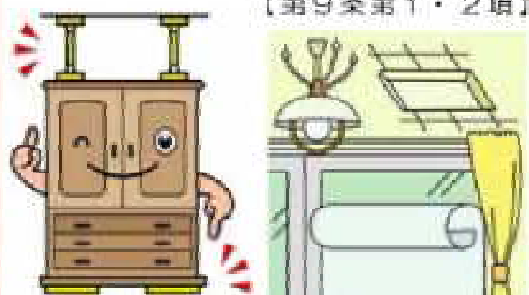
経路、避難方法が分かっていなければ、避難に手間取り、避難が遅れてしまいます。市町村や自主防災組織が作成している防災マップを利用して、それらを把握するようにしましょう。

【第8条第2項】

③ 自宅の耐震化や家具を固定しよう

阪神・淡路大震災では、亡くなった方の9割が、家屋の倒壊や家具類等の転倒によるものでした。自宅について耐震診断を行って、必要な耐震改修を行うとともに、家具の固定にも努めましょう。また、本県は、台風の常襲地帯でもあり、竜巻も数多く発生しています。強風や突風による窓ガラスの飛散防止対策も必要です。

【第9条第1・2項】



④ 災害危険箇所の表示をしよう

所有又は管理している土地などの危険な箇所には、立ち入り禁止の看板をたてるなど、注意喚起しましょう。

【第9条第3項】



⑤ ブロック塀等の転倒を防止しよう

これまでの地震では、ブロック塀の転倒により通りがかりの人が犠牲になったり、自宅庭の石灯籠の転倒により住人が犠牲になりました。ブロック塀等の工作物についても、安全かどうか点検し、必要に応じて、補強や撤去を行いましょ



【第9条第4項】

⑥ 非常持出品を用意しよう

大規模災害の場合、食料などの流通や停電の復旧に、数日かかることが予想されます。日頃から、3日分程度の食料や携帯ラジオ・携帯電話など情報収集手段を備え、避難の際には持参するようにしましょ



【第10条】

⑦ 自主防災活動に参加しよう

地域で、「自主防災組織」を結成するようにしましょう。また、自主防災組織が結成されている地域においては、自分たちの地域は自分たちで守る活動に積極的に参加、協力するようにしましょう。

【第11条】



⑧ 自らの要援護者情報を提供しよう

高齢者や障害者などの要援護者が、災害時の避難の際に、地域の支援が受けられるよう市町村や自主防災組織では、要援護者の避難支援体制の整備を進めています。要援護者は、支援を受けるために必要な自らの情報を提供するように努めましょう。



【第12条】

⑨ 早めの避難を心がけよう

災害時には、自分から進んで今後の雨の降り方や風の状況、市町村の避難の呼びかけなどの防災に関する情報の収集を行って、雨風が強くなる前、暗くなる前に、地域の人たちと協力しながら、早めの避難を心がけましょう。



【第32条第1項】

⑩ 避難場所では相互に協力しよう

避難場所は、みんなで共同生活を営む所です。避難者同士で互いに協力して生活し、市町村が避難勧告や避難指示などの避難の呼びかけを解除するまで、避難を継続するようにしましょう。



【第32条第2項】

⑪ 危険箇所へ近づかないようにしましょう

大雨や暴風の前後に河川や用水路、裏山などに近づいたり、暴風時に外出したりして、犠牲となってしまう人が後を絶ちません。災害時には、災害危険箇所近づかないようにしましょう。



【第33条】

⑫ 地域の復旧・復興に努めよう

もしも、被災してしまったら、自らの生活の再建に取り組むとともに、地域の災害の復旧・復興に努めましょう。



【第42条第2項】